

東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2025

「排出取引概要」

～第3計画期間の義務履行に向けて～



2025年12月
東京都環境局

排出量取引概要 目次

1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要(スライド2)

1. (1) 総量削減義務
1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引
1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点(スライド6)

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット
2. (2) 超過削減量
2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)
2. (4) 埼玉連携クレジット
2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ(スライド14)

3. (1) 排出量取引の検討
3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ
3. (3) ステップ1: 削減量等の確認(指定管理口座)
3. (4) ステップ2: 一般管理口座の開設等
3. (5) ステップ3: 取引先の見つけ方
3. (6) ステップ4: 削減量等の振替

1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要

1. (1) 総量削減義務

1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引

1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット

2. (2) 超過削減量

2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)

2. (4) 埼玉連携クレジット

2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ

3. (1) 排出量取引の検討

3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ

3. (3) ステップ1: 削減量等の確認(指定管理口座)

3. (4) ステップ2: 一般管理口座の開設等

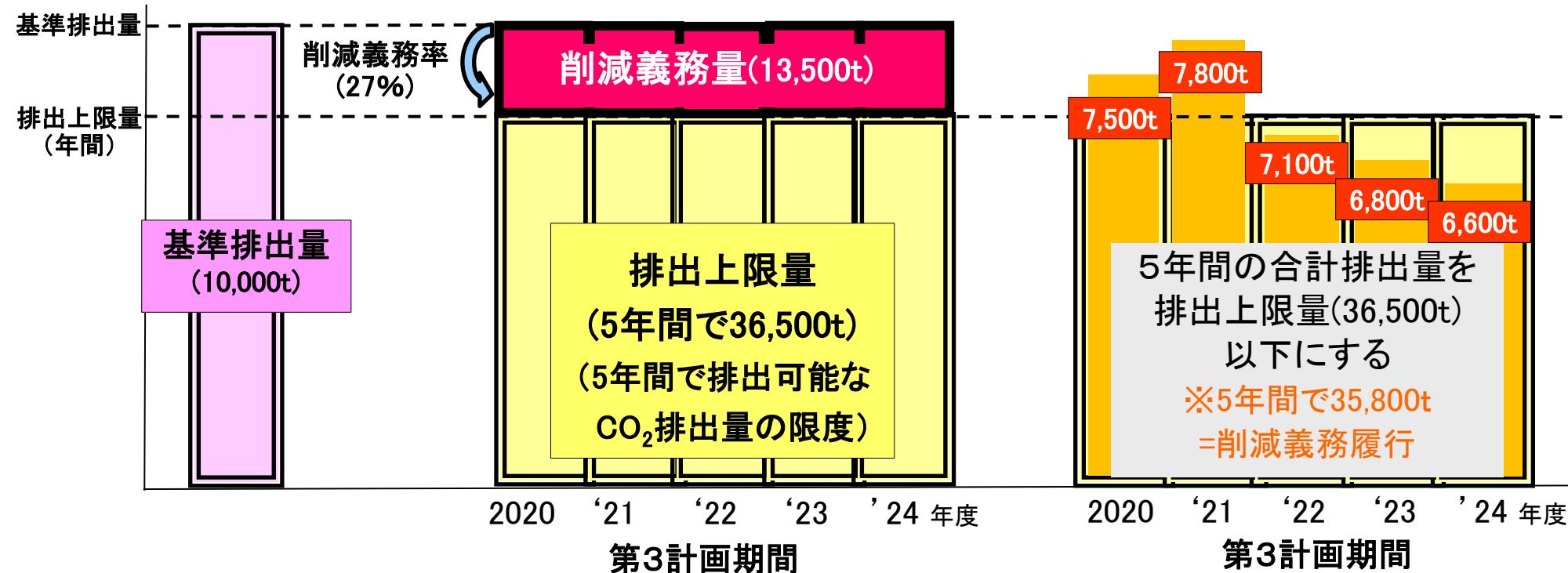
3. (5) ステップ3: 取引先の見つけ方

3. (6) ステップ4: 削減量等の振替

1. (1) 総量削減義務

◎ 削減義務=削減義務期間(5年間)の合計排出量を、**排出上限量**以下にする

$$\begin{array}{l} \text{基準排出量} \times \text{削減義務率} \times \text{削減義務期間} \rightarrow \text{削減義務量} \\ \text{例 : } 10,000\text{t} \times 27\% \times 5\text{年間} = 13,500\text{t} \\ \\ \text{基準排出量} \times \text{削減義務期間} - \text{削減義務量} \rightarrow \text{排出上限量} \\ \text{例 : } 10,000\text{t} \times 5\text{年間} - 13,500\text{t} = 36,500\text{t} \end{array}$$



1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引

排出上限量 以下にする3つの手法

1:自らの事業所で削減

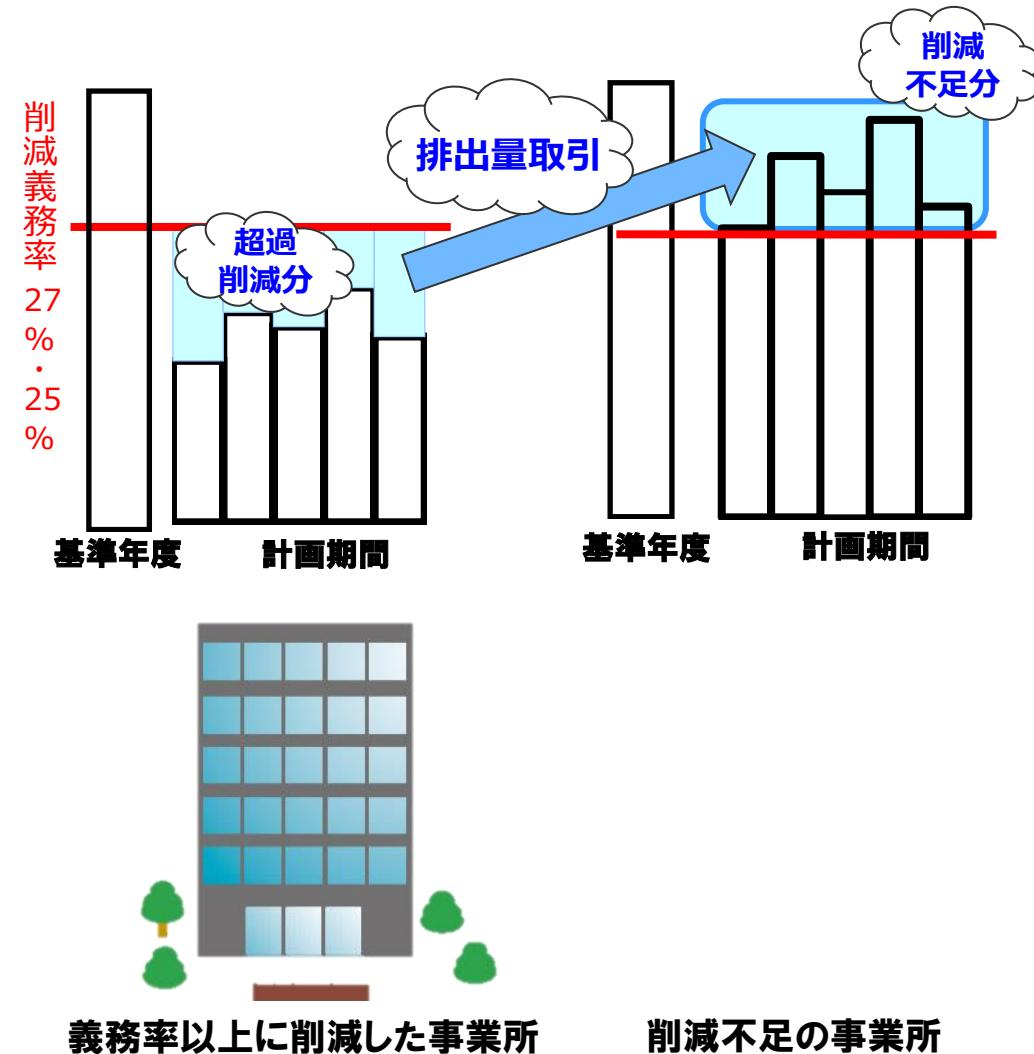
各事業所に適した削減手法を選んで
自ら削減する方法

2:第2計画期間からのバンキング

第2計画期間の超過削減量や
クレジットを第3計画期間に利用

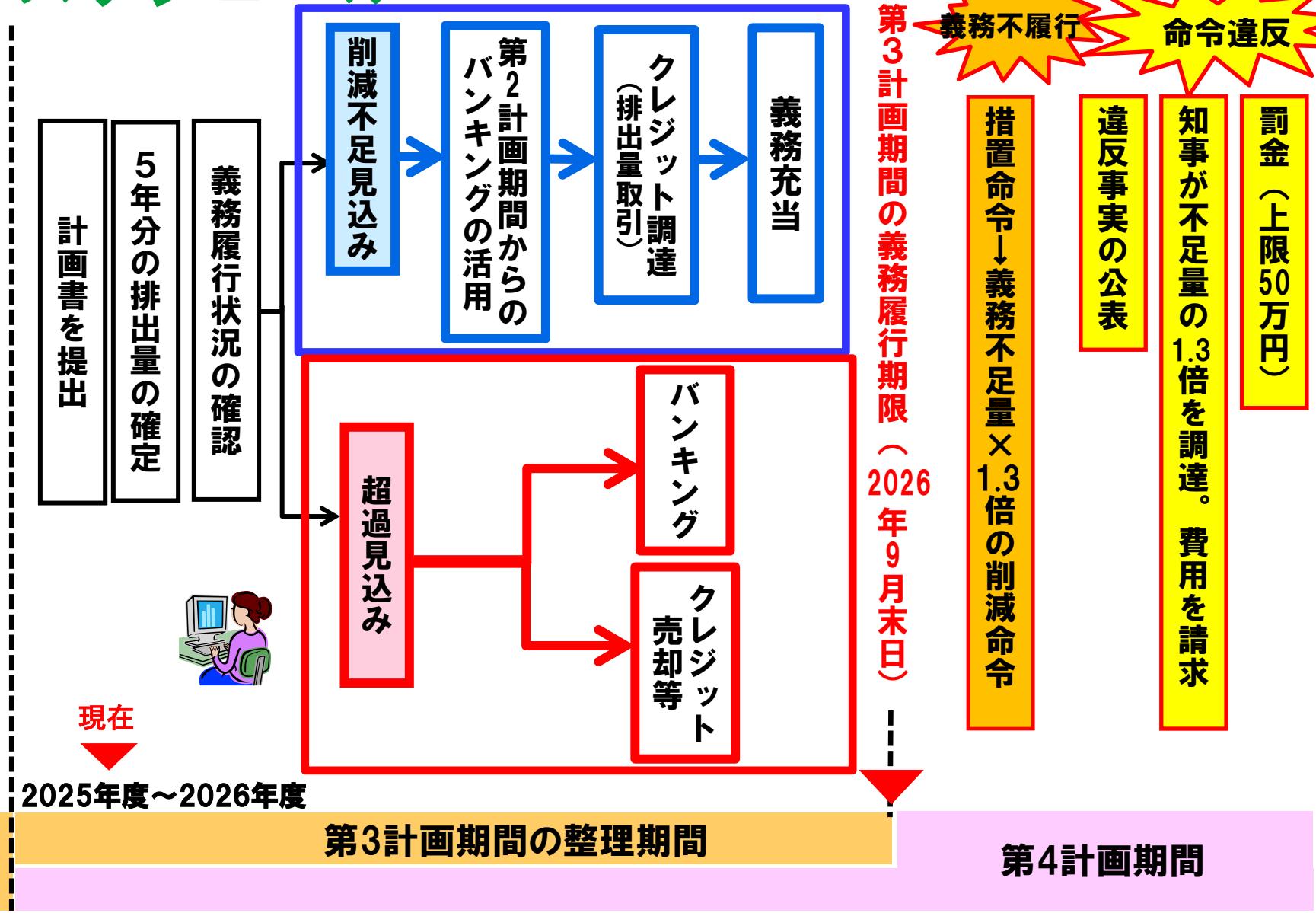
3:排出量取引

削減対策の実施により創出された削減
量等を取引により調達する方法



1. (3) スケジュール

毎年11月末までに計画書を提出
義務履行に向けて、随时排出量取引
(クレジットの調達／売却)



1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要

1. (1) 総量削減義務
1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引
1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット
2. (2) 超過削減量
2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)
2. (4) 埼玉連携クレジット
2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ

3. (1) 排出量取引の検討
3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ
3. (3) ステップ1: 削減量等の確認(指定管理口座)
3. (4) ステップ2: 一般管理口座の開設等
3. (5) ステップ3: 取引先の見つけ方
3. (6) ステップ4: 削減量等の振替

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット

5つのクレジット 都基準によりクレジット化

“クレジット”とは、削減対策の実施等により得られる温室効果ガスの削減量や環境価値のこと

クレジット等の名称	概要
超過削減量	対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
都内中小クレジット	都内中小規模事業所が都が定める対策の実施により削減した量
再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 ・その他削減量：グリーンエネルギー証書等の <u>他制度</u> による環境価値 ・環境価値換算量：都が認定する設備により創出された環境価値
都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、 中小クレジット（第4計画期間は、中小クレジットの相互利用を一時休止）

2. (2) 超過削減量

売り手

- 削減義務量を計画期間の各年度ごとに按分し、その超過した削減量を計画期間2年度目から発行・移転することも可能
- 削減量の算定は、基準排出量の1／2を上限

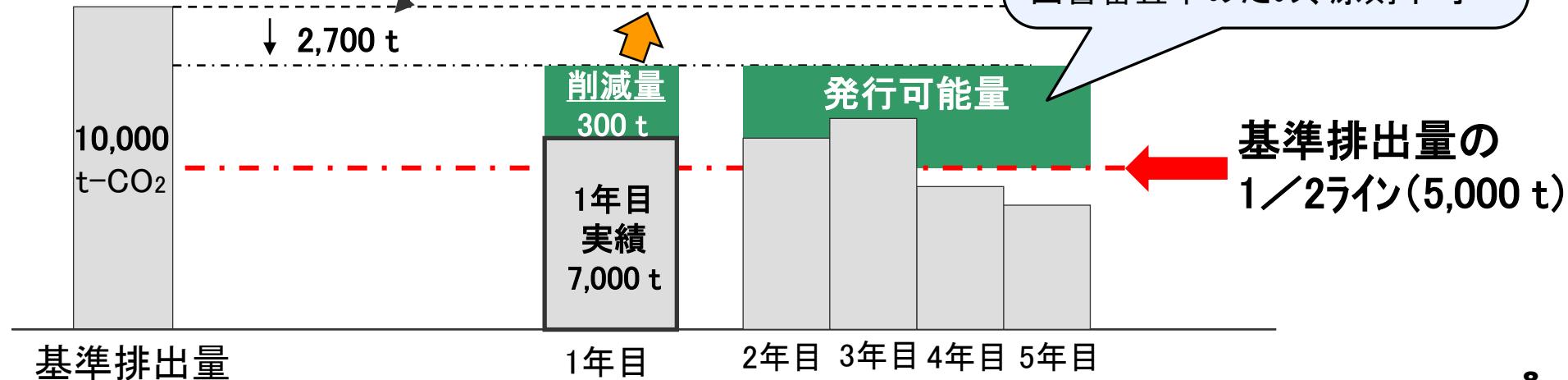
買い手

特に制限なく、必要な量を削減義務履行に利用可能

(例) 削減義務量を計画期間の各年度ごとに按分した量
(削減義務率27%の場合)

1年目の実績で
300 t 発行・移転可能
(2年度目に発行・移転可能)

・各年度毎に、超過した削減量を発行・移転することも可能
・2025年度の地球温暖化対策計画書審査中のため、原則不可



2. (2) 超過削減量

超過削減量の自動発行

- 計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階で、
都が各事業所の指定管理口座に自動で発行

※超過削減量の発行申請は不要

※保有クレジットの情報は、総量削減義務と排出量取引システムにおいて確認可能

超過削減量の任意発行

- 計画期間の途中でも、振替可能削減量等発行等申請書を都に提出することにより、任意のタイミングで発行することが可能
- ただし、2025年度の地球温暖化対策計画書の審査中のため、発行申請不可

バンキング

- 発行した超過削減量は、翌計画期間に持ち越して(バンキング)利用することも可能
- バンキングは期日の到来とともに自動で行われるため、手続は不要

2. (3) 再エネクレジット（その他削減量）

再エネクレジット（その他削減量）

- グリーン電力証書/グリーン熱証書等を再エネクレジット化したもの

再エネクレジット（その他削減量）の発行

- 「電力等の認証申請」「クレジットの発行申請」の両方必要（同時申請）

＜手続フロー＞

①グリーン電力
証書購入

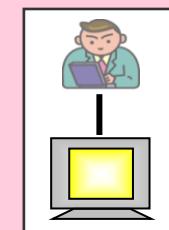


②東京都に申請書提出
・電力等の認証申請
・クレジット発行申請

電力等の
認証申請
○○kWh

クレジット
発行申請
○○t-CO₂

③一般管理口座に
クレジット発行



対象事業者
一般管理口座

2. (3) 再エネクレジット（その他削減量）

第4計画期間の改正事項

- 再エネクレジットの量の算定に使用する「換算係数」の変更

再エネクレジットの量の算定方法

$$\text{認証電力(熱)量} \times \text{換算係数} \times 1.0 \text{ 倍換算}$$

- ・発電期間の末日が第3計画期間までのもの

→ 2025年度発行分まで旧係数を適用

※旧係数を適用する申請期日: **2026年1月末**

※上記申請期日経過後の申請は、新係数を適用

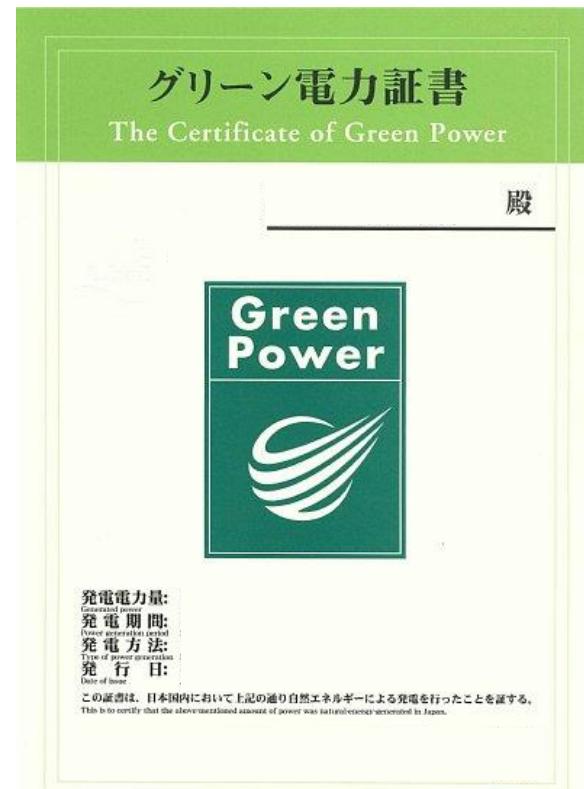
- ・発電期間の末日が第4計画期間以降のもの

→ 2025年度発行分から新係数を適用

【旧係数】固定係数(電気: 0.489 tCO₂/千kWh 熱: 0.060 tCO₂/千kWh)

【新係数】クレジットの発行申請年度に使用するものとして東京都が公表する排出係数(都内平均値)

本制度への利用目的で購入した証書を保有している場合、既に本制度の認証を受けた通知書を受領しているが発行手続をしていない場合等には、相談窓口まで御相談・御連絡ください。



2. (4) 埼玉連携クレジット

売り手(埼玉県事業者)

買い手(東京都事業者)

超過削減量

- ・ 基準排出量が15万t-CO₂以下
- ・ 埼玉県制度における目標の達成が確認されたもの

県内中小クレジット

- ・ 埼玉県から発行を受けた県内中小クレジット
※第3計画期間発行分まで



特に制限なく、必要な量を削減義務履行に利用可能

埼玉県と東京都の両方に申請

- ・ 埼玉県へのクレジット減少申請、東京都へのクレジット増加申請が必要
※東京都と埼玉県にそれぞれ一般管理口座が必要、東京都と埼玉県の口座名義人は同一

提出先: 埼玉県

クレジット等の移転申請提出
(減少記録の申請)
※減少記録証明書の受領

提出先: 東京都

クレジット等の取得申請提出
(増加記録の申請)
※振替可能削減量等発行等申請書提出

2. (5) クレジット利用に関する留意点

クレジット保有量、利用する計画期間、クレジットの有効期間を確認

- クレジット保有量、有効期間は、システムの<残高照会>で確認

<残高照会画面>

項目番号	クレジットシリアル番号 (FROM - TO)	クレジットの種類 (再エネクレジット種類)	指定番号／クレジット 創出事業番号	クレジット量 (t-CO ₂)	削減年度	利用可能な 削減計画期間
1	130-1001～ 130-1100	超過削減量	○○○○	100	2019	第二、第三
2	130-1101～ 130-1300	都内中小クレジット	△△△△	200	2019	第二、第三
3	130-1301～ 130-1600	再エネクレジット(環境価値換算量) (風力)	◇◇◇◇	300	2021	第三、第四

クレジットの種類による利用制限を考慮

- 都外クレジット：削減義務量の1/3を上限として義務充當に使用可能
- 埼玉県の超過削減量：基準排出量15万t-CO₂以下

埼玉県制度の目標達成が確認されたもの

1. 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度概要

1. (1) 総量削減義務
1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引
1. (3) スケジュール

2. クレジットの種類と留意点

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット
2. (2) 超過削減量
2. (3) 再エネクレジット(その他削減量)
2. (4) 埼玉連携クレジット
2. (5) クレジット利用に関する留意点

3. 取引の流れ

3. (1) 排出量取引の検討
3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ
3. (3) ステップ1: 削減量等の確認(指定管理口座)
3. (4) ステップ2: 一般管理口座の開設等
3. (5) ステップ3: 取引先の見つけ方
3. (6) ステップ4: 削減量等の振替

3. (1) 排出量取引の検討

- 事業所の排出量を把握したうえで対応を検討
- 早い段階から、取引の必要性を判断

→必要な場合、クレジット取得のための手続を開始

<仕組み>

- 都の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・
合意により決定



3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量等の確認(指定管理口座):

義務履行のために削減量等のクレジットを調達する必要があるか、超過削減量の発行が見込めるのか等をシステムで確認

2. 取引用口座(一般管理口座)の開設等:

排出量取引をする場合、①一般管理口座の開設(要申請)、
②指定管理口座との関連付け(要申請)が必要

3. 取引先の確保:

クレジットの購入先又は販売先を決定

【取引先の見つけ方】

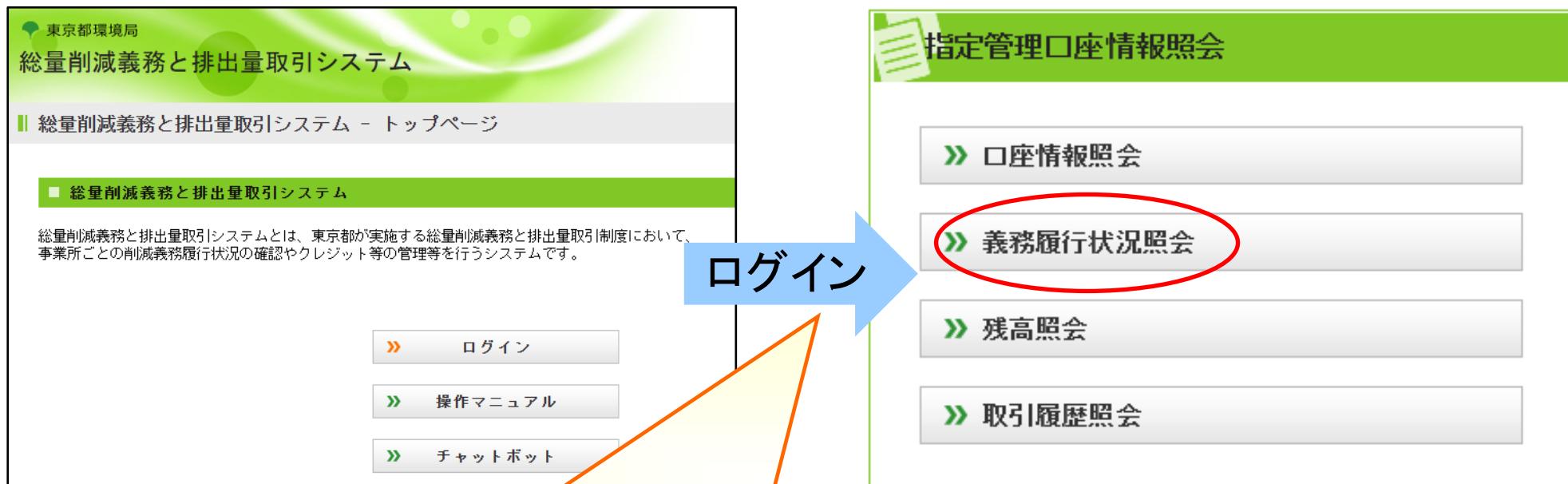
システムの見積登録受付情報への登録・活用、仲介事業者を活用等

4. 削減量等の振替(移転・取得):

取引するクレジットの振替(移転・取得)を申請により実施

3. (3) ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

- ・ 義務履行状況照会で確認
- ・ 指定管理口座の口座名義人用ユーザIDを用いてシステムにログイン



指定管理口座開設時に送付される通知書に記載された
口座簿利用者番号(ユーザID)でログインしてください

3.(3)ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

● 不足する削減量を確認

「不足する削減量」が①に表示

● バンキング量を確認

現在「保有するクレジット量」が②※に表示

※一般管理口座がある場合は、一般管理口座に保有するクレジット量も確認

● 排出量取引をする必要があるかを確認

②
クレジット
保有量

一般管理口座
に保有する
クレジット量

①
不足する
削減量

排出量取引が必要

● クレジット調達量の確認

クレジット調達量
600t

= ①不足する削減量
1,100t

- ②保有するクレジット量
500t

□ 務務履行状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び予定の量							
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
排出上限量							37,500
削減義務量							12,500
実績							
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600
排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
超過削減量発行可能量	0	0	0	0	0		
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量						0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量						1,100	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転 又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量						0	t-CO ₂

□ クレジット保有状況

第1期クレジット		1,000	t-CO ₂
第2期クレジット		500	t-CO ₂
第3期クレジット			t-CO ₂

1

2

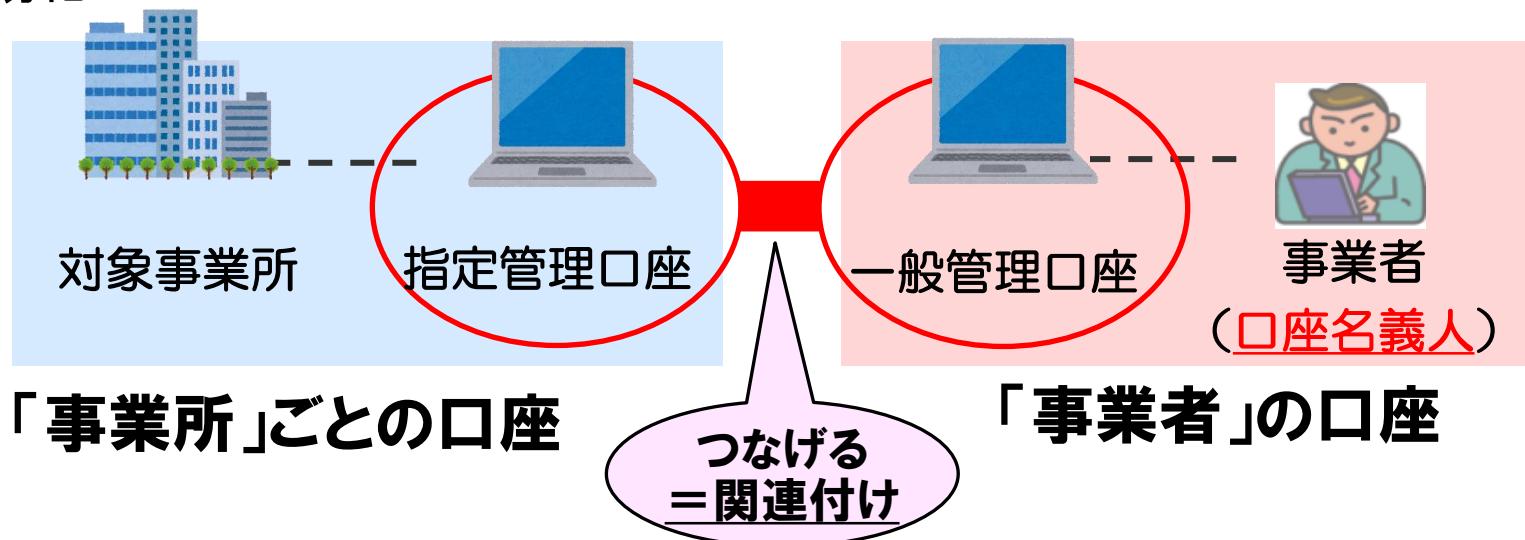
18

3. (4) ステップ2：一般管理口座の開設等

- ◆ 一般管理口座とは…事業者からの申請に基づき開設される
他事業者との取引(クレジットの移転・取得)をするための口座

- ◆ 排出量取引(以下のこと)を行うには、**開設が必須**

- クレジットの売却・購入(排出量取引時)
- 事業所の超過削減量を、自社が所有する他の不足事業所の義務履行に使用
- オフセットクレジットの発行
- 無効化



3. (4) ステップ2：一般管理口座の開設等（提出物）

◆ 提出物のイメージ

①申請書（押印原本）

東京都知事 殿

別紙「申請者」記載の者の代理人
住所 東京都千代田区〇〇町一
目1番1号 印

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇〇〇

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる種類	1. 指定地球温暖化対策事業者（法人）	
口座の開設要件に関する事項	指定番号	0021
公表を希望する事項	5. 法人	
開設を希望する口座の数	合計 2 口座	
関連付けをする指定管理口座等に係る情報	指定管理番号	別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり 合計 3 口座
	事業所の名称	同上
	事業所の所在地	同上
	指定番号	同上
開設しようとすると指定期理口座の関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。	
添付書類	別添のとおり	
振替可能削減量の管理を行なう部署等の連絡	会社名	株式会社東京〇〇
	郵便番号	163-〇〇〇〇
	住所	東京都新宿区〇〇町一丁目1番1号
	所属名	財務部
	担当者名	新宿 太郎
	電話番号	03-□□□-△△△△
FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇	
Eメールアドレス	Jiro.Shinjuku@△△△.co.jp	
備考		
※受付欄		

②申請書添付書類（必要な場合）

令和5年10月17日

関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧

開設を希望する一般管理口座の数 2

一般管理口座の仮番号	1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号 130-100-0021-0 ※ 事業所の名称 新宿〇〇ビル 事業所の所在地 新宿区西新宿二丁目8番1号 指定番号 0021
一般管理口座の仮番号	1
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号 130-100-9999-0 ※ 事業所の名称 △△新宿事業所 事業所の所在地 新宿区〇〇町一丁目1番1号 指定番号 9999
一般管理口座の仮番号	2
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	口座番号 130-100-8888-0 ※ 事業所の名称 △△新宿ビル 事業所の所在地 新宿区〇〇町二丁目2番2号 指定番号 8888

③申請書等の電子データ
(電子メールに添付(2MBまで)
/CD-R)※USBは不可



④印鑑証明書

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

3. (5) ステップ3：取引先の見つけ方①

◆電子システムの「見積受付登録事業者照会」を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限る

見積管理業務

- » 見積受付情報登録・変更
- » 見積受付登録事業者照会

登録

照会

東京都環境局
総量削減義務と排出量取引システム

前回ログイン時刻: 2024/04/26 10:00:00

メニュー ヘルプ ログアウト

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱種別	見積受付事業者としての登録	販賣クレジットの種類	連絡先	備考 (最大1,000文字) ※クレジット販売・仲介実績等の証拠をご自由に入力してください。	最終更新日
<input checked="" type="radio"/>	購入	希望しない				
<input type="radio"/>	販売	希望しない				

» 変更 » 確定 » 戻る

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果

2件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地 (住所)	取扱種別	取扱クレジットの種類	連絡先	備考	最終更新日
代表者名	所在地	購入	超過料金量 軽油中小クレジット	連絡先	備考	2023/04/26
代表者名	所在地	購入	超過料金量 軽油中小クレジット (環境価値算出) 再エネクレジット (その他利活用)	連絡先	備考	2023/04/26
代表者名	所在地	購入	再エネクレジット (環境価値算出) 再エネクレジット (その他利活用)	連絡先	備考	2023/04/26

購入希望・販売希望
情報の登録が可能

- ・クレジットの種類
- ・連絡先
- ・備考(価格やトン数など)

検索が可能

- ・購入事業者
- ・販売事業者
- ・クレジットの種類

※クレジットを買いたい方、売りたい方ともに登録可能

3. (5) ステップ3：取引先の見つけ方②

◆ 民間のクレジット仲介事業者に依頼

[環境局トップ](#) > [地域環境・エネルギー](#) > [大規模事業所における対策](#) > [排出量取引](#)

排出量取引

新着情報

2025年11月12日

2025年12月10日（水曜日）13時から東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2025を開催予定です。詳しくは[こちら](#)を御確認ください。※参加者申込の受付を開始しました。

2025年10月22日

排出量取引に関する一部申請書類については、総量削減義務と排出量取引システムより、オンラインで提出することが可能となりました。オンライン提出の利用開始に当たっては、事前にオンライン提出利用希望届出書（押印書面）の提出が必要です。詳しくは[こちら](#)を御確認ください。

2025年6月5日

2025年6月5日（木曜日）14時から排出量取引説明会2025（新規担当者向け）をオンラインにて開催しました。詳しくは[こちら](#)を御確認ください。※本説明会は終了いたしました。

東京都環境局HP
「排出量取引」

掲載URL

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large scale/trade/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/)



お問合せにはメールを御利用ください。また、お返事に少々お時間をいただく場合もあります。

メールアドレス：[torihiki \(at\) kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:torihiki(at)kankyo.metro.tokyo.jp)

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at) を @ に置き換えて御利用ください。

- [排出量取引に関する説明資料](#)
- [申請書類](#)
- [総量削減義務と排出量取引システム（削減量口座簿）](#)
- [排出量取引の実績（発行量/件数、取引量/件数等）](#)
- [排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）](#)
- [排出量取引の会計・税務処理](#)
- [排出量取引に関する法的な注意事項](#)
- [クレジット販売・仲介事業者](#)
- [今後の日知鶴（コラム）](#)
- [お問合せ](#)

「・クレジット販売・仲介事業者」
に掲載されています

3. (6) ステップ4：削減量等の振替

(A社からB社へのクレジット移転時の流れ)

指定管理口座

事業所a



削減
超過

100
tCO₂

関連付け

A社



一般管理口座

- 超過削減を達成
- 超過削減量を発行

①一般管理口座へ移転
(A社からB社へ
移転準備)

削減義務履行まで
残り100 tCO₂

指定管理口座

事業所b



削減
不足

100
tCO₂

関連付け

- 義務充当

③指定管理口座
へ移転
(義務充当
のため)

B社



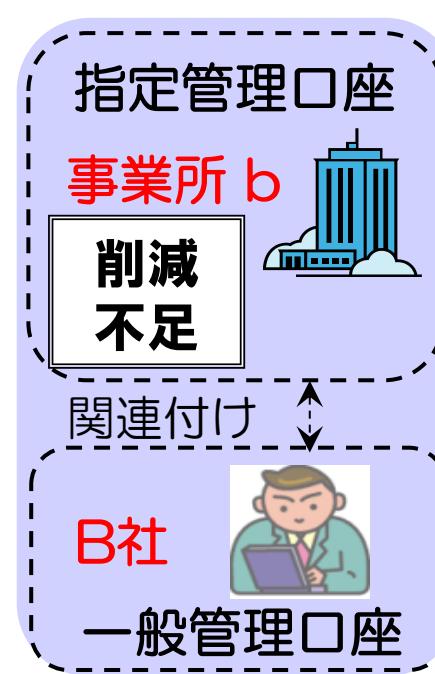
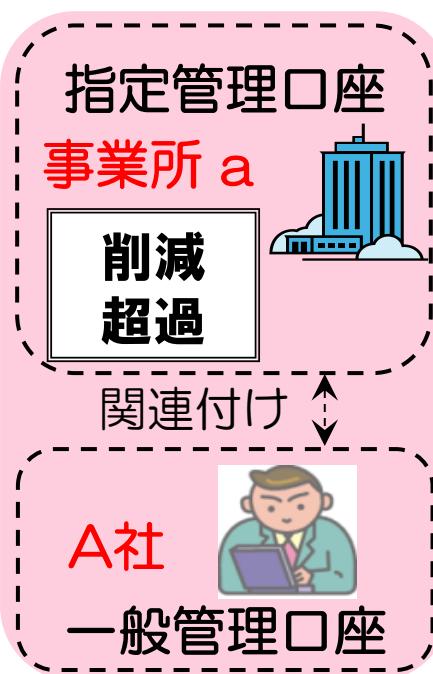
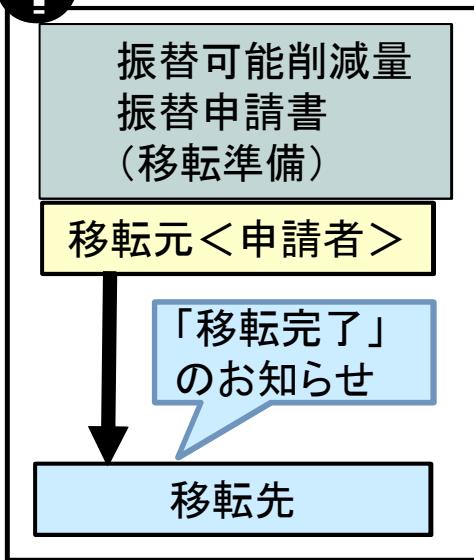
一般管理口座

②対象事業者AとBの間で超過削減量を移転
(A社からB社への移転)

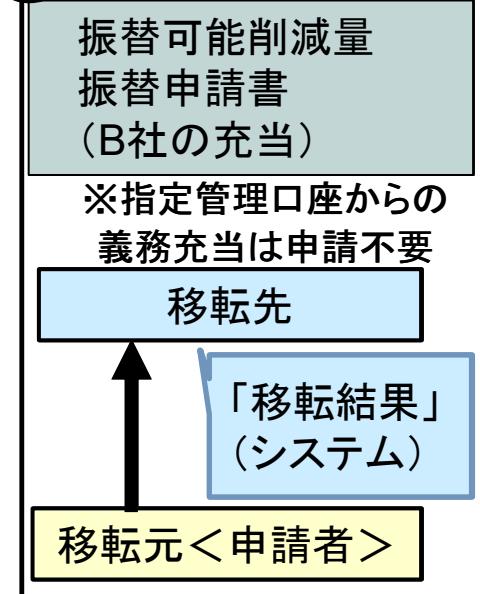
3. (6) ステップ4：削減量等の振替

- 移転元口座にクレジットがあることを確認後、①②③の順番で「振替可能削減量振替申請書」を提出
- ②審査完了後、移転実行操作(システム)必要

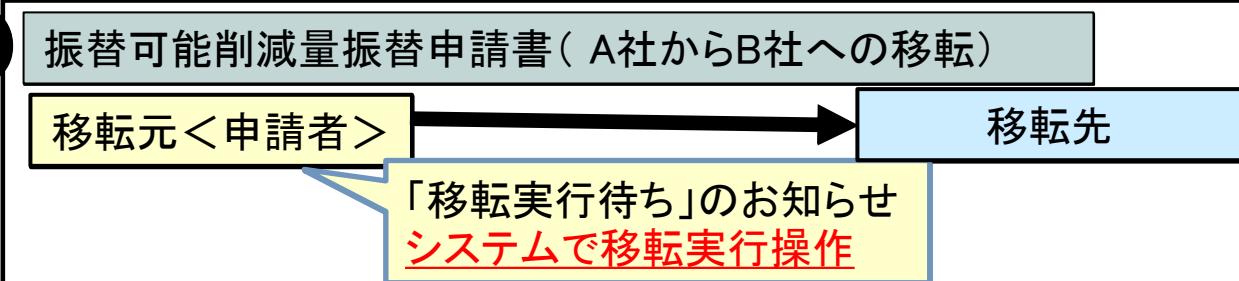
1



3



2



3. (6) ステップ4：削減量等の振替（申請時の流れ）

◆ 基本的な提出の流れ

申請書を作成

(相談窓口で事前確認も可能です！)

ぜひ御活用ください！

- ・代表者印を押す前に間違いのない書類を作成できます。
- ・書類提出後の修正が少なくなるため、都での審査がスムーズに進みます。

代表者印を押印後提出

- ・提出方法 申請書類は相談窓口宛に 郵送 若しくは 持参
電子データをメール(CD-Rも可)にて送付

都で審査

- ・申請内容を審査後、システムに登録
(申請内容により、2週間から1か月程度で審査完了)

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438 (受付時間：開庁日の9時～17時45分)

Email : torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)

ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp (制度全般に関するご質問)